

契約保全・収納・保険金 取扱規定

9

解約

旧日本興亜生命契約

解約

旧日本興亜生命契約

- 契約者は、保険契約について保険期間満了前に契約の継続を打ち切ることができます。このことを保険契約の「解約」といい、その時点で契約は消滅します。
- ひまわりオンラインによる手続き、お客さま自身からの電話またはLINEによる手続き（コール解約・LINE解約）は、請求書が不要で便利です。各手続きの条件等を確認し、お客さまのご希望に沿った手続き方法を案内してください。

1. 取扱範囲

〈1〉取扱保険種類

すべての保険種類において契約日から保険期間満了まで手続きが可能です。

〈2〉取扱制限

(1) 解約ができない場合

- ・個人年金保険で、年金の支払いが開始しているとき（まとまった資金が必要な場合は「年金の一括払」を請求いただきます）。
- ・契約が有効中に被保険者が死亡したとき
- ・こども保険の契約者死亡。養育年金の支払事由になり、解約の取扱いとなりません。

(2) 解約が制限される場合

①差し押さえられている場合

税務署、裁判所などの債権者からの請求になります。

2010年4月1日に施行された保険法により、介入権の規定が制定されました。該当契約の手続きについては、ひまわり生命へご照会ください。

②質権が設定されている場合

質権者の同意を得たうえで、契約者からの請求となります。

なお、契約者が被担保債権の期限の利益を喪失時、質権者が解約権を単独行使する場合の手続き（質権者の単独請求）についてはひまわり生命へご照会ください。

③破産している場合

破産管財人からの請求となります。

④契約者が病気などで意思表示できない場合

後見人による手続きが必要です。配偶者でも後見人として選任されていない場合は契約者に代っての解約請求はできません。

⑤契約者失踪の場合

勝手に親族が解約請求することはできません。契約者が戻るまで待つのが困難な場合は、以下の何れかの対応とします。

- 1) 親族などの利害関係人から家庭裁判所に申し立て、不在者財産管理人を選任してもらい、不在者財産管理人が契約者に代わって保険契約の管理を行う。
- 2) 親族などの利害関係人から家庭裁判所に申し立て、失踪宣告をしてもらい、相続人から解約請求（普通失踪であれば7年経過後に失踪宣告）。

⑥契約者が未成年の場合

請求書に親権者の自署が必要です。

2. 注意事項

〈1〉解約返戻金に関する確認が必要な保険種類・特約

以下の解約返戻金が発生しない保険種類の解約の場合は、契約者に解約返戻金がないことを了知していただいたうえで、契約者欄に契約者の署名が必要（法人契約の場合は押印も必要）です。

* 「解約返戻金に関する確認欄（保険種類）」（機械作成請求書（ひまわりオンライン）は「解約請求時の確認書」）を契約者にご確認いただきます。

主契約	特約
<ul style="list-style-type: none">■「解約返戻金に関する特則」を付加した<ul style="list-style-type: none">・医療保険・日額増減型医療保険・がん保険・日額増減型がん保険■下記特約を付加した医療保険（08）<ul style="list-style-type: none">・男性生活習慣病特約（M08）・女性医療特約（M08）・特定疾病診断給付金特約（M08）・先進医療特約（M08）■保険料払込期間（無解約返戻金期間）中の<ul style="list-style-type: none">・無解約返戻金型収入保障保険・医療保険（08）■無解約返戻金型定期保険	<ul style="list-style-type: none">■保険料払込期間（無解約返戻金期間）中の以下の新特約が付加されている契約<ul style="list-style-type: none">・新災害割増特約・新傷害特約・新災害入院特約・新疾病入院特約・新災害退院後療養特約・新疾病退院後療養特約・新成人病保障特約・新女性医療特約（2005年11月2日発売の特約）

〈2〉本人確認

下表に記載の契約の解約にあたっては、犯罪収益移転防止法により本人確認が必要です。

詳しくは29. 本人確認を参照してください。

* 契約者死亡により相続人からの請求となる場合、相続人代表者にご記入いただきます。

保全処理	犯罪収益移転防止法対象の保険種類
解約	個人年金保険、養老保険、一時払終身保険

〈3〉CRSに基づく居住地国の確認

下表に記載の契約の解約にあたっては、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合）は、居住地国の届出が必要となります。

CRSに基づく居住地国届出対象保険種類
個人年金保険、養老保険、一時払終身保険

〈4〉時効失効契約の場合

当社では、失効返戻金請求権の消滅時効期間を、保険約款で3年間と規定しており、3年間を経過すると、お客さまの請求権は時効によって消滅することになります。しかし、当社では、お客さまの利益の保護をより厚くするために、実務上では以下のように取り扱うこととします。

(1) 時効成立済契約の失効返戻金請求

時効が成立した契約でも、契約者からの請求があれば、原則として時効を援用せず、解約請求により失効返戻金をお支払いします。

(2) 時効による失効返戻金の自動返金

時効を迎えた契約（失効返戻金額や契約者名義の振替口座有無の条件を満たしている契約）については、あらかじめ契約者へご案内したうえで、特段の申し出がなければ、契約者から解約請求書等を求めることなく、本人名義の振替口座への振込もしくは払出証書にて失効返戻金をお支払いいたします。なお、復活可能期間が3年より短い場合（医療保険は1年、特別条件は2年など）は、3年を待たず復活可能期間経過後に自動返金します。

〈5〉支払調書

解約返戻金が100万円（同一契約者で同一支払日の契約が複数ある場合は合算後金額が100万円）を超え、かつ既払込保険料を超える場合には、支払調書を作成し、税務署へ翌年1月にまとめて提出します（法人契約も提出します）。

（契貸・自振貸の精算前の解約返戻金が100万円を超えていれば、実際の支払額が100万円以下でも提出します）
支払調書の作成対象の契約者には契約内容変更・解約手続き完了連絡後、業務代行業者よりマイナンバー申告依頼書類を郵送し、契約者よりご記入のうえ、必要書類を添付して返送していただきます。

3. 手続き

〈1〉方法

すみやかに以下いずれかの対応をします。

(1) ペーパーレス解約手続き / オンライン解約手続き

代理店システムで解約手続きが可能です。

お客さまと対面して手続きする「ペーパーレス解約」と解約手続き用の URL からお客さまご自身の端末で手続きする「オンライン解約」があります。

オンライン解約の場合も、物理的な対面と同等のレベルでの説明(※)を実施してください。また、契約者の本人確認や自署についてもテレビ電話を通して取扱者の面前で行うなど適切に対応してください。

(※) 不利益事項の確認、解約返戻金の了知確認等

個人契約(個人事業主を除く)かつ支払金額が500万以下の契約については、手続きが可能です。

原則ご提出いただく書類はありません。(一部手続きにおいて書類の提出が必要となることがあります。)

※手続き時には契約者の公的書類をご提示いただく必要があります。

※ペーパーレス/オンライン解約手続きの詳細は「ひまわりモバイルNavi(ペーパーレス手続き操作マニュアル)」(印刷物番号890861)を参照してください。

(2) 電話またはLINEによる解約手続き(コール解約・LINE解約)

お客さまご自身がカスタマーセンターへ電話または、LINEでお手続きいただくことで、解約手続きが完了します。

お支払いがある場合は、契約者名義の保険料振替口座への支払いとなります。

以下の条件を満たす契約に限り電話、LINEによる解約手続きが可能です。

〔ご利用条件〕

- ・個人契約(個人事業主含む)であること
- ・支払金額がある場合
 - ①500万円以下であること
 - ②口座振替契約であること
 - ③保険料振替口座の名義が契約者本人名義であること

※支払金額は未経過保険料等も含まれます。

※下記の契約は取り扱いできません。

- ・犯罪収益移転防止法対象契約、質権、差押、破産契約、海外渡航中の契約、契約者が未成年の契約、契約者死亡に伴う解約、解約同時新契約
- ・インターネット申込の契約のうち以下の保険種類
 - リンククロスピンク<無解約返戻金型女性用がん診断保険>
 - 糖尿病の方の医療保険ブルー<糖尿病患者向一時給付医療保険>
 - 吸わんとクがん保険<終身がん保険(C1)>
 - 初期災害保障低解約返戻金型逡増定期保険

(3) 営業サポートセンターへ解約手続きを依頼する


営業サポートセンターからカスタマーセンター経由で契約者宛て[※]に必要な書類を送付しますので、契約者から、同封の返信用封筒で本社宛てに返送していただきます。

※送付先を代理店に変更することも可能です。

(4) 契約者から必要書類を取り付け、ひまわり生命へ提出する

必要書類は〈3〉必要書類を参照してください。

〈2〉効力発生日

<p>通常の解約</p>	<p>【ペーパーレス/オンライン解約手続き】 解約手続き完了日</p> <p>【コール解約 (契約者からカスタマーセンターへの電話による解約手続き)】 カスタマーセンターへ電話で解約手続きをした日</p> <p>【LINE 解約】 お客さまご自身が、LINE 上で「解約契約の確認」の画面に表示されている「はい (手続きを完了します)」を押下して手続きが完了した日</p>  <p>【書面手続き】 完備した解約請求書類の取扱者受付日または取扱営業店・本社 (カスタマーセンター) 到着日のいずれか早い日付</p>
<p>解約新契約 (定期後加入・ 解約予約を含む)</p>	<p>新契約の責任開始日の前日 ※ただし、新契約が終身がん保険 (C2) (C3) の解約新契約の場合、効力発生日は保険始期日の前日となるため、がんの保障の空白期間が発生します。 (解約予約の場合は、責任開始日の前日が効力発生日となります。)</p>

〈3〉必要書類

※ペーパーレス/オンライン解約手続きの場合は、契約者の公的書類のご提示のみで手続きが可能です。

※ペーパーレス/オンライン解約手続きの詳細は「ひまわりモバイルNavi (ペーパーレス手続き操作マニュアル)」(印刷物番号890861)を参照してください。

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	一般的な解約	ある解約 代表者変更が 改姓・改名・ 改姓・改名が	契約者死亡に よる解約	備考
請求書	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 「解約請求書」(印刷物番号: 802667)を使用します。 法人契約で印鑑証明書^{※6}提出時は、請求書に実印を押印します。

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	一般的な解約	ある解約 改姓・改名・ 代表者変更が	契約者死亡に よる解約	備考
保険証券 ^{※2}	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 旧証券でもお手続き可能です。旧証券とは、自動更新前証券、証券再発行がされた契約で証券再発行前の証券などを指します。ただし、契約者変更前の保険証券提出の場合は、別人（別法人）からの請求の疑いがあるため取扱不可です。（旧姓や代表者変更は取扱可能） 保険証券を紛失している場合は、契約者（契約者死亡の場合は相続人・改姓している場合は新姓）の公的書類の写し^{※2}が必要です。ただし、法人契約の場合は、印鑑証明書^{※6}の原本（発行日から6か月以内）の提出が必要となります。 一括契約の場合は、一括保険証券と被保険者名簿となります。
戸籍謄本・住民票・登記簿謄本などの公的証明書	×	△	×	改名・改称・代表者変更の事実が記載されているもの（改姓の場合は、当書類は不要です）。
戸籍謄本 除籍謄本	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 発行日から6か月以内のものを提出します。 契約者死亡の事実、相続関係が分かるもの。 除籍謄本に相続人代表者および相続人とその関係が掲載されている場合は、除籍謄本のみ提出で可とします。 「法定相続情報一覧図」（法定相続情報一覧図に記載されている「申出日」より6か月以内の原本または写し）でも代用可能です。
印鑑証明書 （法人契約の場合）	△	△	×	<ul style="list-style-type: none"> 保険証券を紛失している場合に必要です。 発行日から6か月以内の原本または写しを提出します。
公的書類 ^{※2} （個人契約の場合）	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 支払金額が500万超の場合と保険証券を紛失している場合に必要です。 契約者死亡の場合は相続人の公的書類が必要となります。 次のいずれかの写しを提出します。 運転免許証、パスポート^{※7}、運転経歴証明書、在留カード・特別永住者証明書、マイナンバーカード（表面）^{※1}、身体障害者手帳、資格確認書^{※3}、老人手帳（医療受給者証）または証書、後期高齢者医療資格確認書
特定取引に関する届出書 【保全会（個人）または（法人）】	△	△	△	CRSに基づく居住国届出対象となる保険種類の契約において、居住国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合）は、居住国の届出が必要となります。

※1 「マイナンバーカード」の取扱いについて

写しを取得する場合は、必ず表面のみとしてください。万が一、裏面のマイナンバーおよびQRコードの写しが提出された場合、復元できない程度にマスキングしてください。


※2 証券紛失と支払金額による本人確認書類の提出

		本人確認のための公的証明書	
証券有無	区分	支払金額：500万以下	支払金額：500万超
証券あり	個人	—	公的証明書の写しまたは原本
	法人	—	—
証券なし	個人	公的証明書の写しまたは原本 ^{※4 ※5}	公的証明書の写しまたは原本
	法人	印鑑証明書原本または写し ^{※6}	印鑑証明書原本または写し ^{※6}

- ※3 「資格確認書」の取扱いについて
写しを提出する場合、資格確認書は保険者番号、被保険者記号・番号（読み取ると記号・番号が分かるQRコード含む）を復元できない程度にマスキングしてください。
- ※4 対面手続きで、以下の条件を満たす場合は提出不要です。
【解約同時新契約、変換、定期後加入時、解約予約】
・既契約契約者＝新契約契約者もしくは新契約被保険者であること
・新契約申し込み時に面談にて本人確認済みであること
・解約返戻金の支払金額が500万円以下であること
【通常解約】
・解約対象契約が法人契約でないこと
・支払金額が500万円以下であること
・親権者および後見人等からの請求でないこと
・質権契約でないこと
・対面で契約者の本人確認を実施していること
・犯罪収益移転防止法対象外の手続きであること
・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること
（ア）本人確認書類名 （イ）本人確認済みであること （ウ）確認者の署名
- ※5 本人確認実施済で次の条件を満たす場合は、提出不要です。
・手続き申し出時または請求書類受付時点で本人確認が実施できていること。
以下①および②のうち、いずれか1つ聴取できれば、本人確認済とみなします。
①氏名・生年月日（必須）
②住所・電話番号・保険料振替口座（銀行名・支店名）のいずれか1つ
・支払先口座が契約者本人名義の口座であること。
支払先口座が、契約者本人名義以外の保険料振替口座は不可
・法人契約でないこと。
・質権・差押・破産契約でないこと。
・親権者および後見人等からの請求でないこと。
・契約者本人確認欄（証券省略時使用欄）に確認日、確認者自署の記入があること。
- ※6 印鑑証明書は写し（発行日から6か月以内）の提出でも取扱可能とします。
なお、写しを提出とする場合は、原本と同一サイズの写しを提出してください（縮小不可）。
- ※7 氏名・住所および生年月日の記載がある、有効期限内のものに限ります。

4. 解約返戻金の支払や保険料返金

〈1〉解約返戻金

通常解約	<p>【ペーパーレス/オンライン解約手続き】 解約手続き完了日から、その日を含めて3営業日以内に振り込みます。</p> <p>【コール解約（契約者からカスタマーセンターへの電話による解約手続き）】 カスタマーセンターへ電話で解約手続きをした日から、その日を含めて4営業日目に振り込みます。</p> <p>【LINE 解約】 LINE 上で解約手続きを完了した日（※）から、その日を含めて4営業日目に振り込みます。（16時以降に「はい」を押下した場合は、5営業日目に振り込みます。） ※ LINE 上で「解約契約の確認」の画面に表示されている「はい（手続きを完了します）」を押下して手続きが完了した日</p>  <p>【書面手続き】 完備した解約請求書類の本社到着日（14時着便まで）から、その日を含めて3営業日以内に振り込みます。</p>
解約同時新契約 定期後加入	解約新契約の場合の解約手続については新契約が成立になった後の処理となります。新契約成立日を含めて、4営業日以内に振り込みます。
解約予約	解約効力発生日（責任開始日の前日）を到来後、解約処理されます。解約効力発生日を含めて4営業日以内に振り込みます。
通常試算できない場合	本社での解約処理においてもシステム対応が必要となるため、処理に日数を要します。
多件数の一括解約	一契約者で200件以上の解約がある場合は、4営業日以内に振り込みます。（通常の解約より1営業日多くかかります。）

* 2010年4月1日より施行された保険法により履行期に関する規定が制定され、支払いが効力発生日から5営業日の翌日（旧パートナー契約は5日）を経過する場合、年利3%の遅延利息が発生します。

〈2〉解約日と保険料（請求）返金の関係

(1) 主契約の契約日・更新日が2010年3月1日以前の年・半年払の期中解約の注意点

年・半年払の保険料は、2010年3月1日以前の契約日・更新日の場合、「保険料不可分の原則」により、それ以上は分割することができない保険料です。したがって保険料払込後、間もなく解約した場合でも、残期間の保険料を返金することはできません。したがって年・半年払の場合、お客さまにこの点を十分ご理解いただいたうえで解約を受け付けなければなりません（損保の基準とは異なります。）。

例えば解約返戻金が無い契約を保険料払込直後に解約することは、契約乗換のために解約するなどの事情が無い限り、保障が消滅してしまうのでお客さまには不利益となり注意が必要です。

(2) 年払契約・半年払契約の未経過保険料の返戻

主契約の契約日・更新日が2010年3月2日以降の年・半年払の場合は、「保険料不可分の原則」を適用しないため、保険料期間の未経過月数に対応する保険料を経過月数に対応する解約返戻金に加算した金額を解約返戻金として返金します。

(3) 口座振替契約の保険料の請求タイミング

- ①口座振替データ作成の締切日（通常保全締日の翌日）前までに一件書類が本社で解約処理された契約は、当月の口座請求はかかりません。
- ②口座振替データ作成の締切日（通常保全締日の翌日）の翌日以降に解約処理をした場合は、当月の口座引落しは停止できませんが、解約日が当月の口座振替結果反映日（翌月上旬）より前の日付の場合は引落しになった保険料は原則、翌月中旬までに当該口座に返戻します。解約請求書にもこの旨の記載はありますが、解約受付時に契約者に説明の上、あらかじめ了解を取り付けておくことがトラブルの未然防止につながります。（併徴請求で引落された場合も当月分・前月分に関わらず、一律返金します。約款上は契約応当日以降の解約の場合は返金する必要はありませんが、実務上はシステム処理の制約等から、契約者有利の運用をしているものです）。

(4) 効力発生日と領収日

効力発生日の翌日以降に領収した保険料は返金されます。なお、団体扱で団体が保険料を振り込む場合は、着金日が領収日となります。

(5) 効力発生日と払込応当日

保険料が既に入金済みであっても、解約の効力発生日が払込応当日以前の場合、その保険料は返金されます。

(6) 解約処理日と入金結果反映

保険料の領収日（振替日）から結果が判明するまで時間がかかります。

その期間に解約処理が完了した場合、解約処理後に判明した保険料は返金されます。

(7) クレジットカード払の場合

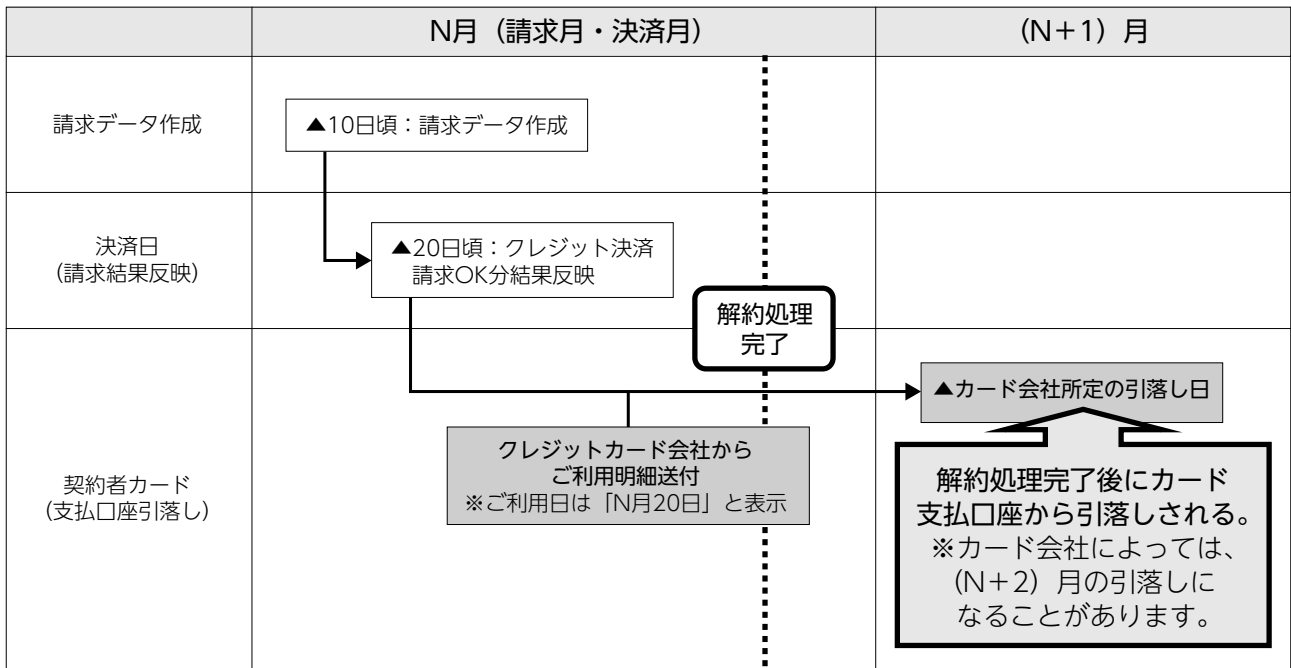
①解約手続き後のクレジットカード決済

- ・N月分保険料がN月にクレジットカードで決済された場合、契約者のカード支払口座からは、通常1か月後の(N+1)月の各カード会社所定の引落日に引落とされます。（カード会社によっては2か月後になることもあります）

したがって、保険契約を解約しても、それまでに当社とカード会社との間で決済された分の保険料は、引き続きカード支払口座から引き落とされます。

- ・クレジットカード払で、もっとも契約者の誤解を招きやすい点ですので、クレジットカード払契約の解約を受け付けた際には、必ず上記の点について、契約者に十分に説明してください。
- ・クレジットカード自体を解約された場合でも、当社からカード会社への請求のタイミングによっては、解約されたカードの支払口座から保険料が引き落とされる場合があります。

■決済スケジュール



②解約処理後の返金処理

- ・カード会社への請求日翌日から20日-2営業日（20日が非営業日の場合は-3営業日）の間に解約処理がされた場合は、当社からクレジットカード収納代行会社を通して各クレジットカード会社に払い戻し処理（マイナスオーソリ）を行うため、クレジットカード会社から契約者のカード支払口座に保険料の引き去りはされません。

ただし、保険料が反映した後に解約処理が発生し、保険料を返金する場合は、当社から返金する保険料はすでにクレジットカード決済がされているため、決済月の翌月もしくは翌々月に契約者のカード支払口座から引き落とされます。

そのため解約処理完了後に契約者あてに送付する「解約手続き完了のお知らせ」に、次のメッセージを表示します。

「すでに次回の保険料をご指定のクレジットカードに請求いたしました。万一クレジットカード決済された場合は、当社で決済結果を確認でき次第返金いたします。あらかじめご了承ください。」

- ・クレジットカード払契約は、口座振替契約と異なり返金先口座の登録がないため、その都度返金先口座を確認する必要があります。

(8) 具体例

(4)、(5)、(6) について、具体的には下記のとおりとなります。

保険料は以下の条件のいずれかひとつでも該当した場合に返金処理されます。

	条件	処理内容
効力発生日と 領収日 (または振替日)	<p>■効力発生日 < 領収日 (振替日)</p> 領収日 (振替日) より前の日付が効力発生日の場合は、解約後入金として返金されます。	契約日 11 / 1 解約効力発生日 11 / 26 領収日 11 / 27 * 11 / 27 領収分は返金します。
効力発生日と 保険料払込応当日	<p>■効力発生日 ≤ 契約応当日</p> 保険料領収済みの場合でも、解約効力発生日以後の払込応当日の保険料であれば、未経過保険料として返金されます。	契約日 11 / 15 領収日 11 / 2 (11月分) 解約の効力発生日 11 / 14 * 11 / 2 領収分 (払込応当日 11/15) は返金します。
効力発生日と 入金結果反映日	<p>■解約処理日 < 入金結果反映日</p> 保険料領収日 (振替日) から保険料として入金結果が反映されるまで時間がかかります。結果反映日の前日までに解約処理が完了した場合、入金した保険料は返金されます。	契約日 11 / 1 領収日 11 / 27 解約効力発生日 11 / 28 入金結果反映日 12 / 4 解約処理日 12 / 2

5. 解約新契約

新契約の成立を要件として既契約を解約する処理のことです (新契約の成立または責任開始日まで解約承認を保留します)。かならず新契約申込書類と解約請求書類をセットにしてひまわり生命に提出してください。

〈1〉解約新契約の処理概要

(1) 効力発生日

新契約の責任開始日の前日

※ただし、新契約の保険種類ががん保険で解約同時新契約を行う場合は、保険期間の始期の前日となること。

(2) 解約保留

本社で解約請求の保留入力を行うことにより保険料請求が停止されますが、解約手続きは完了しません。解約同時新契約・変換は、本社で解約請求の保留入力を行うことにより保険料請求が停止しますが、解約手続きは完了しません。新契約成立後に解約処理を行います。

解約予約は、新契約の責任開始日が到来してから解約処理を行うため、責任開始日が属する月まで保険料が請求されます。新契約については責任開始日到来後に保険料の請求が開始します。

なお、解約保留の効力発生日は前月2日を仮設定します。解約新契約の効力発生日 (責任開始日の前日) とは異なりますので、保険料返金等の案内をする場合はご注意ください。

(オンライン上は契約内容照会:「処理中異動有」と表示)

(3) 解約予約手続き時の払込方法変更について

解約する契約が年・半年払かつ契約日が2010年3月以前の場合、すでに払い込まれた保険料のうち、解約の効力発生日以降に対応する保険料相当額を返金することができません。

新契約の保険期間の始期から責任開始日の間に契約応当日が訪れる場合は、払方を月払に変更したうえで手続きいただくようご案内してください。

(4) 解約新契約不成立時の取扱い

新契約が不成立となった場合は、取扱者は契約者に解約を取り消すか否かの確認を行い、営業店担当者に連絡してください。営業店から本社に報告します。

〈2〉「解約新契約・変換等の確認欄」による不利益事項の説明

- (1) 保全請求書類に不備がない場合、既契約の解約返戻金等の支払処理は新契約成立の翌々営業日に行われ、口座着金はその翌日以降となること。ただし、手続き種類が「解約予約」の場合は、効力発生日(=責任開始日の前日)まで支払処理を保留し、効力発生日の翌営業日に行い口座着金はその翌日以降となること。
- (2) 既契約の解約返戻金等の支払が遅延することによって付利される遅延利息の起算日も新契約成立の翌営業日となること。ただし、手続き種類が「解約予約」の場合は既契約の解約返戻金等の支払が遅延することによって付利される遅延利息の起算日は解約の効力発生日の翌営業日になること。
- (3) 既契約についての解約の効力発生日は新契約の責任開始日前日となること。ただし、新契約の保険種類ががん保険から解約同時新契約を行う場合は、保険期間の始期の前日となること。
- (4) 新契約が保険期間の始期から保障開始までの待ち期間を定めたがん保険および特約付加契約の場合、保険期間の始期から90日間経過するまで、新契約の一部保障が免責となること。ただし、手続き種類が「解約予約」の場合は、新契約の責任開始日前日までは、既契約の保障を継続する。(新契約の保障開始までは既契約の保険料請求を行う。)

6. 手続き完了連絡

送付先	通知物	送付時期
代理店	・解約返戻金あり：お支払のご案内(控) ・解約返戻金なし：解約手続き完了のお知らせ	手続き完了後 翌営業日に本 社から発送
契約者	・解約返戻金あり：お支払のご案内 ・解約返戻金なし：解約手続き完了のお知らせ	

■帳票見本：お支払いのご案内

お支払のご案内

拝啓 日頃からご愛顧いただきましてありがとうございます。
さて、このたび、右欄「お支払い内容」記載のとおりお支払い手続きをいたしましたのでご案内申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、お手数ながら表記の照会窓口までお問い合わせください。 敬具

【ご契約内容】

ご契約者名	奥重 太郎 様
被保険者名	奥重 太郎 様
保険の種類	定期保険
証券番号	カ0000000008
ご契約日	XXXX 年 2 月 1 日

【お支払金額の内訳】

お支払額		控除額	
解約返戻金	218,500円	ご用立金	121,960円
		控除額合計B	121,960円
お支払額合計A	218,500円	AとBの差額がお支払金額です。	

【お支払いの内容】 XXXX 年 1 月 5日作成

お支払の種類	解約返戻金のお支払い		
お支払金額	96,540 円		
お支払手続日	XXXX 年 12 月 29 日		
お支払方法	下記の口座へお振込み		
送金先	金融機関	日本興亜銀行 築地支店	
	名義人	377 907 様	
	科目	普通	口座番号 1234 ***
解約日	XXXX 年 12 月 25 日		

上記の「お支払手続日」にご送金手続きを行いましたのでご案内いたします。なお、金融機関や送金手続きの都合により、着金が多少遅くなる場合もありますので、予め着金日をお約束いたしかねます点ご了承願います。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

■帳票見本：解約手続き完了のご案内

解約手続き完了のご案内

拝啓 日頃からご愛顧いただきましてまことにありがとうございます。
さて、このたびご請求をいただきました下欄「ご契約内容」記載のご契約の解約手続きが完了いたしましたので、ご案内申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、お手数ながら表記の照会窓口までお問い合わせください。 敬具

【ご契約内容】

ご契約者名	日興 太郎 様
被保険者名	日興 太郎 様
保険の種類	医療保険解約返戻金無
証券番号	70000000002
ご契約日	20XX 年 3 月 1 日

【解約返戻金の内訳】

お支払額		控除額	
		控除額合計B	0円
お支払額合計A	0円	AとBの差額がお支払金額です。	

【解約返戻金のお支払内容】 20XX 年 6月30日作成

お支払の種類	解約返戻金のお支払い		
お支払金額	0 円		
お支払手続日	年 月 日		
お支払方法			
送金先	金融機関		
	名義人		
	科目		
解約日	20XX 年 6 月 30 日		

誠に申し訳ありませんが、計算の結果、解約返戻金のお支払いはございませんのでご了承願います。

SOMPOひまわり生命保険株式会社